３　原価の合算

［表略］

［注１・２　略］

３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２及び２の２により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

［４　略］

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

［１～１の３　略］

［削る］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表１の項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）及び２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

３　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。

４　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

４　原価の合算

［表同左］

［注１・２　同左］

３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２及び２の２により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

［４　同左］

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

［１～１の３　同左］

２　ＭＮＰ転送機能に係る需要

項目	数値（単位：秒）	備考
転送呼の通信時間		

注　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。